

【新設】(割引率として合理的と認められるもの)

18-1-46 の 4 規則第 38 条の 16 第 11 項第 3 号(個別計算所得等の金額の計算)の「当該適用者変更税額控除額に係る国等が発行した債券(……)の利回りのうち、……割引率として合理的と認められるもの」とは、例えば、同号の国等が発行した同号に規定する債券の発行日から償還日までの期間に係る複利利回り(いわゆる複利の応募者利回り)をいう。

【解説】

- 1 令和 6 年度の税制改正により、いわゆる「譲渡」(適用者変更)が認められる税額控除(譲渡可能税額控除: Transferable tax credits)の額のうち、市場性がある一定のものについて、適格適用者変更税額控除額と位置付け、適格給付付き税額控除額(法人税法施行令第 155 条の 18 第 2 項第 12 号に規定する適格給付付き税額控除額をいう。以下同じ。)と同様に収益として取り扱うこととされたほか、その「譲渡」が可能であるという性質を踏まえ、個別計算所得等の金額及び調整後対象租税額の計算における所要の調整が措置された(令 155 の 18②十二、令 155 の 35②二八、規 38 の 16⑩~⑫⑬~⑳)。譲渡可能税額控除は、政府から全額の給付を受けるのではなく、その「譲渡」に際して税額控除を割安で売却しなければならないため、給付付き税額控除ほど価値がないとはいえ、税額控除として適用を受ける以外に対価を得られるという意味では、その「譲渡」が認められる税額控除は給付付き税額控除と類似しているといえる。
- 2 具体的に、この適格適用者変更税額控除額とは、一定の場合を除き、国又は地域の租税に関する法令において、適用者変更(税額控除を受けられる者と他の者との間の取引に基づき、その税額控除を受けられる者がその税額控除を受けられることができる金額の全部又は一部につきその適用を受けられないこととなることにより、その適用を受けられないこととなる金額に相当する額につき当該他の者が税額控除を受けられることができることをいう。以下同じ。)が認められる税額控除に係る最初にその適用を受けられることができる金額(適格給付付き税額控除額を除く。以下「適用者変更税額控除額」という。)のうち、各対象会計年度におけるその適用者変更税額控除額に係る構成会社等又は共同支配会社等の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額とされている(規 38 の 16⑩)。
 - (1) その対象会計年度において、その適用者変更税額控除額に係る当初適用者(税額控除につき最初にその適用を受けられることとなった者をいう。以下同じ。)に該当することとなった構成会社等又は共同支配会社等(その適用者変更税額控除額が次に掲げる要件の全てを満たす場合における構成会社等又は共同支配会社等に限る。) その適用者変更税額控除額
 - イ その国又は地域の租税に関する法令において、その対象会計年度又はその対象会計年度終了の日の翌日から 1 年 3 か月以内において当初適用者が他の者(その当初適用者と特殊の関係にある者を除く。)との間で適用者変更を行うことが認められていること(法的譲渡性基準(legal transferability standard))。

- ロ その対象会計年度又はその対象会計年度終了の日の翌日から1年3か月以内に当初適用者のいずれかとの者（その当初適用者と特殊の関係にある者を除く。）との間でその適用者変更税額控除額に係る適用者変更が行われ、かつ、その適用者変更につき支払を受けた対価の額が適格適用者変更価格以上であったと認められること（市場性基準（marketability standard））。
- (2) その適用者変更税額控除額に係る新適用者（税額控除につき適用者変更によりその適用を受けることができることとなった者をいう。以下同じ。）に該当する構成会社等又は共同支配会社等（その適用者変更税額控除額が次に掲げる要件の全てを満たす場合における構成会社等又は共同支配会社等に限る。） 新適用者変更税額控除額（その適用者変更税額控除額のうち適用者変更により構成会社等又は共同支配会社等がその適用を受けることができることとなった部分の金額をいう。以下同じ。）からその新適用者変更税額控除額に係る適用者変更につき支払った対価の額を控除した残額に、その新適用者変更税額控除額のうちその対象会計年度においてその適用を受けた部分の金額（その対象会計年度がその適用を受けた課税期間（国税通則法第2条第9号に規定する課税期間又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれに相当するものをいう。）終了の日の属する対象会計年度である場合におけるその金額に限る。）がその新適用者変更税額控除額のうち占める割合を乗じて計算した金額
- イ その国又は地域の租税に関する法令において、その対象会計年度において構成会社等又は共同支配会社等が他の者（その構成会社等又は共同支配会社等と特殊の関係にある者を除く。ロにおいて同じ。）との間で適用者変更を行うことが認められていること（法的譲渡性基準）。
- ロ 他の者との間でその適用者変更税額控除額に係る適用者変更が行われ、かつ、その適用者変更につき支払った対価の額が適格適用者変更価格以上であったこと（市場性基準）。
- 3 上記2(1)ロ及び(2)ロの市場性基準における適格適用者変更価格とは、適用者変更税額控除額に係る当初適用者又は新適用者がその適用者変更税額控除額に係る適用者変更を行った場合において、その適用者変更税額控除額につきその適用を受けることができる期間内の日の属する各年のその適用を受けることができる金額を適格割引率を用いてその適用者変更を行った時の現在価値として割り引いた金額の合計額に80%を乗じて計算した金額をいうこととされ（規38の16①二）、また、この適格割引率とは、適用者変更税額控除額に係る当初適用者又は新適用者がその適用者変更税額控除額に係る適用者変更を行った対象会計年度においてその適用者変更税額控除額に係る国等が発行した債券（発行日から償還日までの期間が5年以下である債券のうち、その適用者変更税額控除額につきその適用を受けることができる期間とその償還日までの期間がおおむね同一であるもの（その適用を受けることができる期間が5年を超える場合にあっては、その償還日までの期間が最も長いもの）に限る。）の利回りのうち、その適用者変更税額控除額はその適用者変更を行った時の現在価値を算定する際の割引率として合理的と認められるものをいうこととされている（規38の16①三）。
- 4 ここで、上記3の「その適用者変更税額控除額に係る国等が発行した債券（……）の利回りのうち、……割引率として合理的と認められる

もの」とは、具体的にどのようなものをいうのか疑義が生ずる。

この点、法令上、利回りの基となる国等が発行した債券とは、「発行日から償還日までの期間が5年以下である債券のうち、当該適用者変更税額控除額につきその適用を受けることができる期間と当該償還日までの期間がおおむね同一であるもの」とされている。ここでいう「当該償還日までの期間」とは債券の「発行日から償還日までの期間」を指し、その国等が発行した債券とは、国等が新たに発行した国債をいうものと解される。したがって、国等が発行した債券の利回りとは、新規発行国債につきその発行日から償還日まで保有していた場合の利回り、いわゆる応募者利回りをいうこととなる。そして、このうち現在価値を算定する際の割引率として合理的なものの一つとして、複利計算による利回りが考えられることから、本通達ではこれらのことを例示により明らかにしている。

5 なお、「適用者変更税額控除額につきその適用を受けることができる期間」と「発行日から償還日までの期間」を同じくする国等が発行した債券がない場合、法令上「おおむね同一」と規定されていることからすれば、その適用を受けることができる期間と最も近い期間の国等が発行した債券に係る応募者利回りを基礎として計算することが合理的であろう。

6 具体的な設例をもって、適格適用者変更価格の計算を示すと次のとおりである。

《設例》適格適用者変更価格の計算

【前提条件】

- X年4月1日からX+3年3月31日までの3年間にわたり各年度1,000,000米ドルずつ（合計3,000,000米ドル）の税額控除の適用を受けられる税額控除額（本件適用者変更税額控除額）について、X年4月1日に適用者変更を行った。
- 適用者変更を行った対象会計年度における本件適用者変更税額控除額に係る国等が発行した国債の複利の応募者利回りは、以下のとおりである。

〔1年国債：1%、2年国債：1.5%、3年国債：2%〕

【計算例】

（本件適用者変更税額控除額の適用者変更を行った時の現在価値として割り引いた金額の合計額の計算）

$$\bullet \quad 1,000,000 \text{ 米ドル} \times \frac{1}{(1+0.02)} + 1,000,000 \text{ 米ドル} \times \frac{1}{(1+0.02)^2} + 1,000,000 \text{ 米ドル} \times \frac{1}{(1+0.02)^3} = 2,883,883 \text{ 米ドル}$$

（適格適用者変更価格の計算）

$$\bullet \quad 2,883,883 \text{ 米ドル} \times 0.8 = 2,307,106 \text{ 米ドル}$$